平成30年(あ)第1333号 強制わいせつ致傷,公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(千葉県)違反,建造物侵入,傷害被告事件平成31年4月19日 第二小法廷判決

主文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中130日を本刑に算入する。

理由

弁護人立見広志の上告趣意のうち、規定違憲をいう点は、平成28年法律第54 号による改正前の刑訴法157条の3、157条の4の各規定が憲法37条1項、 2項前段、82条1項に違反しないことは、当裁判所の判例(最高裁昭和24年 (れ)第731号同25年3月15日大法廷判決・刑集4巻3号355頁、最高裁昭和24年(れ)第1873号同25年3月15日大法廷判決・刑集4巻3号355頁、最高裁昭和24年(れ)第1873号同25年3月15日大法廷判決・刑集4巻3号371頁、最高裁昭和26年(れ)第2518号同30年4月6日大法廷判決・刑集9巻4号663頁、最高裁昭和29年(あ)第1400号同31年12月26日大法廷判決・刑集10巻12号1746頁、最高裁昭和29年(秩ち)第1号同33年2月17日大法廷決定・刑集12巻2号253頁)の趣旨に徴して明らかであるから(最高裁平成16年(あ)第1618号同17年4月14日第一小法廷判決・刑集59巻3号259頁参照)、理由がなく、その余は、違憲をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

よって、同法408条、181条1項ただし書、刑法21条により、裁判官全員 一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 菅野博之 裁判官 山本庸幸 裁判官 三浦 守 裁判官 草野耕一)